

東京電機大学 学生団体の顧問教職員指針について

学生支援センター（学生厚生担当）

理工学部事務部（学生厚生担当）

本指針は、本学の学生団体の顧問教職員が本学学生の課外活動に安心して協力できるようその役割等を明文化し、学生の健全な課外活動の運営に資することを目的とする。

1. 課外活動の意義

課外活動は、学生が正課教育外で自主的・主体的に行う活動であり、その運営は学生自らの判断と責任において行われる。

また、課外活動は学生の相互研鑽と人間的成長を促す重要な教育的要素であり、個性の成熟、協調性、責任ある行動力、社会性の発達といった豊かな情操と健全な心身を育成するとともに、社会人としての資質の向上など、人間形成上大きな役割が期待される。

これらの成長は、学生が自らの判断と責任に基づいて活動することによって得られるものであり、大学教育の一環としても重視されている。

2. 課外活動における大学の責務

大学は課外活動の意義を尊重しつつ、一方で教育機関として、学生の課外活動団体に対し、必要な助言や指導を通じて安全配慮義務を果たす役割を担っている。

そのため、課外活動を行う学生団体に対し、安全配慮や大学と学生との調整役という観点から、本学の教職員を顧問教職員として配置し、基準を満たす団体には、公認の課外活動団体として認定している。

課外活動において、万が一、活動中に事故が発生した場合には、学生の自主性の程度、課外活動の内容、大学の関与の程度、大学が事故の発生を予測できた可能性や事故を回避できた可能性などにより、大学の責任が問われることがあるため、留意する必要がある。

3. 顧問教職員の役割

顧問教職員の基本的な役割としては、活動方針、活動計画、安全管理などへの助言・指導や、各種手続き書類の確認などが挙げられる。

日常の練習への立会いや指導監督、合宿や対外試合への引率・同行の義務はないが、活動中や移動中に事故等の緊急事態が発生した際には、大学（学生支援センター（学生厚生担当）、理工学部事務部（学生厚生担当））と連携し、対応する必要がある。

4. 顧問教職員の責任

課外活動における事故防止は、原則として各団体が自主的に配慮すべき事項であり、顧問教職員が常に指導監督しなければならないものではない。

また団体活動がスポーツや野外活動などである場合、基本的には一定の危険を伴うものであり、通常の範囲で活動が行われている限り、学生はあらかじめその危険を承知しているものと考えられる。

万が一、事故が発生し、その第一報が顧問教職員に届いた場合（または現場に居合わせた場合）には、大学（学生支援センター（学生厚生担当）、理工学部事務部（学生厚生担当））へ速やかに報告する必要がある。

以 上